

【事例紹介】 遺言内容と異なる遺産 分割協議書について

1. 相談の内容

項目	内容
相談者	被相続人の妻
被相続人	夫
相談種別	遺言執行と特定不動産の遺産分割
相続人	妻、長男、代襲相続人（孫）3人（亡長女の子供）
相談内容	<p>夫が亡くなり、遺言公正証書の執行を依頼された。 依頼者（妻）には、現在居住している宅地・建物と預貯金の全てと自宅の前の畑を相続させる内容。 その他の財産として、「田畑15筆の土地を法定相続人に法定相続割合で相続させる」内容となっている。 田畑を相続人が単独で相続させる方法を考えてほしい。</p>

2. 相続財産

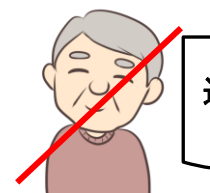
財産状況	詳細	評価額	遺言相続
宅地・建物	国税庁路線価・倍率評価方式 (土地：500㎡)	3,000万円	妻
畑(宅地の 前の畑)	国税庁路線価・倍率評価方式	80万円	妻
田畑(15筆)	国税庁路線価・倍率評価方式 (立地：バイパス沿いや住宅地)	1,300万円	法定相続人 5人
預貯金		1,500万円	妻
有価証券		100万円	妻
負債	葬儀費用・医療費・施設使用料等	200万円	妻
財産総額		5,780万円	

3. 遺言公正証書の内容

- ① 妻が居住している宅地・建物（遺言公正証書に不動産の内容記載）と宅地の前の畑は、単独で妻に相続させること。
- ② 不動産以外の遺言者の有する一切の財産を妻に相続させること。
- ③ ①以外の遺言者の有する一切の不動産を、遺言者の法定相続人に法定相続割合で相続させること。
- ④ 遺言執行者として遺言者の妻を指定。

4. 相続関係説明図

H30.12.15死亡



遺言証書

被相続人夫



妻



長男

H24.10.23死亡



被代襲者(長女)

妻

代襲者



孫(長男)

代襲者



孫(長女)

代襲者



孫(二男)

* 代襲相続(だいしゅうそうぞく)とは、被相続人より先に相続人が亡くなった場合に、被相続人から見て、孫・ひ孫等が相続財産を受け継ぐことをいいます。

5. 遺言執行者の最初の業務

- (1) 相続人全員に遺言執行就任の通知
遺言執行を専門家に委任するときはその専門家の情報通知
- (2) 遺言公正証書の開示
遺言公正証書のコピー送付
- (3) 財産目録の開示

6. 遺言執行における課題と進め方

(1) 遺言公正書の条項に次のような記述がありました。

第2条 遺言者は、上記記載の不動産以外の遺言者の有する一切の不動産を、遺言者の法定相続人に法定相続割合で相続させる。

本条解釈では、相続不動産個々（15筆の田）について5人の相続人が5分の1の割合で共有することとなります。

今後の、相続・売買等の処分に関して、共有者全員が関わってくることとなり複雑化し、単独での処分ができなくなります。

このような状況を避けるため、相続人全員と協議し、不動産単位に単独相続することが好ましいと考えました。

遺言者は、相続人の中で農家を継ぐ人はいないので、後は相続人が話し合って決めてほしいとの意図ではないかと思われる。

(2) 不動産相続に関する遺産分割協議の前提

- ① 5人の相続人の中には遠方に居住している相続人もいることから、田畑を相続する意向があるかどうか確認をすること。
- ② 15筆の田それぞれについて、単独所有で相続できる方向で調整すること。
- ③ 5人の相続人の中から調整できる人を選定し、その人が中心になって協議を進めること
- ④ バイパス沿いの不動産等優良物権の希望者の調整をすること。

(1) 不動産相続に関する分割協議の進め方

- ① 5人の相続人のうち、2人は田畑の相続を希望しない旨意思表示があった。
- ② 不動産の詳細情報（所在地図・写真・評価額等）を相続人全員が共有でき、相続したい田畑を選定してもらった。
- ③ 競合する土地については、調整人を介して再調整し、最終的に不動産単位の所有者が決定した。
- ④ 相続人にどの不動産を相続させるかを遺産分割協議書に記載し、相続人全員（5人）が署名・押印することにより、遺産分割協議書を作成することができた。

7. 遺言と異なる遺産分割協議の内容は有効か

遺言執行者には、遺言書の内容に記載されたことを実現する権利と義務があります（民法1012条1項）。

そのため、遺言執行者がいる場合に遺言と異なる遺産分割協議をするには、相続人全員の同意が必要です。（実際、相続人全員が同意しているのに遺言執行者が反対することはほとんどありません。）

今回、相続全員が合意した結果を、遺産分割協議書に取りまとめ、相続しない2人含め相続人全員が署名・押印し取りまとめることができました。

8. ポイント

遺産分割協議を進める上で、相続人の中で信頼の高い遠方に住んでいる孫が調整役になり進めたことでした。相続人との対応状況からみて私の方からお願いしました。情報はメールで全て送付し、進め方のご提案を含め意見交換をして上で、他の相続人に調整してもらったのが上手く進めるポイントとなりました。

また、競合している土地については、妻の方が譲歩したのでまとまりました。

遺言書どおりではなく、相続人全員が合意した遺産分割協議書があれば、遺言書より優先することを理解しておくことがポイントです。

できれば、遺言者の意思どおりに執行することが一番良いのですが、問題のある遺言内容もあることから、相続人全員の合意により遺産分割することができこともできることを知っておくことも必要です。